

〈研究ノート〉

メキシコ市内旧先住民村落居住者の
自決権をめぐる諸問題

禪野 美帆

1 本稿の目的

本稿の目的は、メキシコの首都メキシコ市¹における、歴史的には先住民村落に由来する地区の居住者の一部が、どのように、どのような場面で、「元から居住している者」としての権利を集団として主張しているのか、また、個々人としてはどのような言動を選択し得るのか、筆者の現地調査²に基づいて考察することである。

先住民の権利に関して、世界的な文脈では、1989年と2007年に重要な条約と宣言が採択された。まず、1989年に採択されたILO第169条「独立国における原住民及び種族民に関する条約 (Indigenous and Tribal Peoples Convention)」があげられる。メキシコは採択翌年の1990年に批准した。次に、2007年に国連において採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」である。採択にあたってメキシコは賛成票を投じた。

さらに、メキシコにおいては、2001年、憲法第2条を改正し、メキシコの国家における先住民の権利

を規定した³。この背景には、先住民の権利を認める世界的な動き以外に、1994年1月にサパティスタ民族解放軍 (Ejército Zapatista de Liberación Nacional: 略称 EZLN) が、先住民の権利を求めてメキシコ南部で武装蜂起し、その後、1996年2月にEZLNとメキシコ連邦政府の間で、先住民の権利と文化を認めるサン・アンドレス合意が調印されたことも影響していると考えられる (山崎2008: 125-126。サン・アンドレス合意の詳細については小林2006参照)。

これらの条約、宣言、憲法における先住民の権利に関して重要な部分は「集団的権利」を想定していると考えられる。先住民の文化、伝統、自治、土地を含めた資源、こうしたものはすべて集団で保持しているものだからである。

しかしここに問題が生じる。ひとつは、ある集団を構成する複数の人間の意見がしばしば一致しないことである。もうひとつの問題は、その「文化」や「伝統」そのものが、現代のいわゆるグローバルな価値観に基づけば、差別的とみなされるものを含んでいることが珍しくないということである。たと

1 本稿では、Ciudad de Méxicoのことをメキシコ市と表記する。2016年1月まで、メキシコ市は連邦区 (Distrito Federal) でもあったが、2016年1月29日に連邦区の廃止が公布され、Ciudad de Méxicoが公式名称となった。首都であることと、地理的範囲に変更はない。

2 本研究の一部は、2014-2018年度の日本学術振興会科学研究費補助金新学術領域研究「古代アメリカの比較文明論」研究項目 A04「植民地時代から現代の中南米の先住民文化」(課題番号 26101005) の助成を受けて行われた。また、関西学院大学2016年度短期留学制度による支援を受けた。

3 憲法第2条は、1992年に修正された第4条を基に2001年に改正された。

えば、女性の割礼やカースト制度などがあげられる。本稿で取り上げるのは、前者の問題、すなわち、マイノリティ内のマイノリティあるいは個人の意見が取り上げられなくなる可能性についてである。

次の章では、まず、調査地の人々が、元から暮らす住人としての権利を主張する際に根拠とすることもあるメキシコ憲法において、先住民の権利がどのように規定されているのかを整理する。

2 メキシコ合衆国憲法における先住民の権利

メキシコ合衆国憲法は、メキシコ革命の動乱が終結に向かう1917年に施行された。以後、頻繁に改正されており、本稿執筆時の2017年10月の時点で約700回にもおよぶ（オンライン1）。最近の改正は2017年9月15日である。

憲法は9の部（*título*）と136の条（*artículo*）から構成される。さらに、第1部が4つ、第2部が2つ、第3部が4つの章に分かれている（総務省大臣官房企画課2010: 8）。第1部の4つの章は、第1章：人権とその保障、第2章：メキシコ国民、第3章：外国人、第4章：メキシコ市民となっている。すなわち、この第1部に、人権、国民、市民という、本稿にとって重要な点が規定されていることがわかる（表1）。

第1部では、先住民の権利に限れば、第2条と第27条が最も直接的な関係がある。なぜなら、前者は、国が先住民（族）によって支えられた多文化的構成を有することを明言しており、後者は、先住民を含む全国民にとって重要である「土地」の利用形態を定めているからである。すなわち、先住民の自治や自決と土地については、このふたつの条約で規定されている。

しかし、他にも関連する条約がある。第1条ではあらゆる差別の禁止、第3条では教育を受ける権利、第25条では国家の経済的發展、第26条では国家の發展に関する民主的な計画策定について規定されている。

表1 メキシコ合衆国憲法の構成（2017年）

第1部	第1章 人権とその保障	(第1~29条)
	第2章 メキシコ国民	(第30~32条)
	第3章 外国人	(第33条)
	第4章 メキシコ市民	(第34~38条)
第2部	第1章 国家主権及び政府形態	(第39~41条)
	第2章 連邦の構成部分と国家領域	(第42~48条)
第3部	第1章 権力の分立	(第49条)
	第2章 立法権	(第50~79条)
	第3章 行政権	(第80~93条)
	第4章 司法権	(第94~107条)
第4部	公務員の責任	(第108~114条)
第5部	州とメキシコシティ	(第115~122条)
第6部	労働及び社会保障	(第123条)
第7部	一般規定	(第124~134条)
第8部	憲法の改正	(第135条)
第9部	憲法の不可侵	(第136条)

出典) 総務省大臣官房企画課(2010: 8)。第1部第1章のタイトルは2011年に、第5部のタイトルは2016年に改正されたため筆者が訂正。

第2条と第27条については、既存の論文でもその内容や注目すべき点がまとめられている。メキシコ先住民に関する著作の多い山崎は、第2条の核心部を以下のように訳している（山崎2008: 123-125）。

メキシコ国は唯一であり、且つ不可分である。

国は本源的に先住民族によって支えられた多文化的構成を有する。これら先住民族は、植民地開始時に、現在の国土に居住していた人々の子孫であり、彼らの社会的、経済的、文化的、政治的独自の制度かその一部を保持している。

先住民の自己同一性の意識は、先住民族に関する規定が適用される人々を決定するための基本的基準であるべきである。

先住民村落を構成する共同体とは、ある領域に居住する、社会的、経済的、文化的単位を形成し、また習俗、慣習に同意する独自の権威を容認する組織である。

自決⁴に関する先住民族の権利は、国家の統一を保障する自治⁵の憲法の枠内で行使されるものとする。先住民の村落と共同体の承認は、連邦組織の憲法と法令によってなされ、それらの法律は本条の前文に記載された一般的原則の他に、民族言語と実質的居住を基準として考慮すべきである。

この内容を見てわかるように、憲法第2条は、国が「本源的に先住民族によって支えられた多文化的構成を有する」と明記しているが、同時に、先住民の自決権については、「国家の統一を妨げない」ことを前提に認めている。つまり、先住民と国家の利害や主張が対立する場合には、国家が優先されると読み取ることができる。

こうした「国家主権の枠内で先住民の自決権や自治を認める」という規定に関しては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にも類似の内容が記述されている。すなわち、メキシコだけが先住民の権利を制限しているわけではない。

次に、メキシコの土地制度と憲法第27条について、長く研究してきた石井の著作を主に参照して説明する。第27条は1992年に大きく方向転換する改正が行われた。それは、エヒード (ejido) と呼ばれる土地 (耕作地、牧草地あるいは森林) の売買、つまり私有地化が可能になったことである。エヒードの創設の経緯は次のようなものである。1915年に制定された農地法および1917年に公布された憲法の第27条によって、新たな土地保有制度が創設された。それは、耕作地の足りない農民が政府に申請して、エヒードと呼ばれる新たな土地の利益権を得るといったものである。エヒードの土地は、公有地あるいは政府が大農園などの私有地から収用した土地である。エヒードは、売買、譲渡、賃貸借、抵

当に入れることの対象にすることはできず、世襲の権利が国によって保証されていた。売買や譲渡等の禁止は、大土地所有者に土地が集中しないようにと意図されたものである (石井 2008: 70, 91)。農民の土地不足がメキシコ革命を起こした要因のひとつと考えられているからである。しかし、1992年の改正によって、前述のように、エヒードの売買や譲渡等が可能となる道が開かれた⁶。つまり、新自由主義的な政策への転換の過程で、メキシコの土地は自由に売買できる範囲が増えた。言い換えれば、先住民の土地が、資本のある者によって買いとられる可能性が増加したのである。いずれにしても、第27条には「土地は根源的に国に属する」と記してある。つまり、先住民は土地に関しても、最終的には自決する権利はなく、国家が優先である。

すると、第26条の「国家の発展に関する民主的な計画策定」についても、結局、先住民の意見が国家より優先されることはないであろう。

では、筆者が2002年から調査している、メキシコ市内の旧先住民村落では、居住者の自決の権利についてどのような現象や問題が起きているのだろうか。次章では、まず、メキシコ市内に位置する元の先住民村落についてその概観を説明しよう。

3 メキシコ市内旧先住民村落の概観

メキシコの首都メキシコ市内には、現在は都市の一部となっている旧先住民村落⁷が多数ある。元来は地理的な境界と、ある程度の自治が認められていた。メキシコではそうした地区を指して、2007年頃から、研究上、また政策上、「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス (pueblos y barrios originarios)」という用語が使用されている。「プエブロ (プエブロスの単数形)」は「村」の意で、「バ

4 スペイン語では libre determinación。*筆者補足

5 スペイン語では autonomía。*筆者補足

6 その詳細については次の論考を参照 (谷 2013)。

7 先住民村落は、基本的には植民地時代につくられたものである。スペイン人支配者が先住民を効率よく支配し、布教するために、地理的に散り散りになっていた先住民を集めて集落をつくった (Lockhart 1992: 44-46)。本稿では、現在はメキシコ市内の市街地でありながら、植民地時代からのそうした歴史を持つ地区を「旧先住民村落」と記す。

リオ（バリオスの単数形）」は歴史的には pueblo に属していた集落である⁸。「オリヒナリオ（オリヒナリオスの単数形）」とは、「元来の」、「起源の」との意である。モラはそのプエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオスの数を 291 とあげている（Mora 2007: 28）。

さらに、メキシコ市政府の「メキシコ連邦区旧先住民村落審議会 Consejo de los Pueblos y Barrios Originarios del Distrito Federal」は、2011年3月、pueblos と barrios のリストを作成した（Consejo de Pueblos y Barrios Originarios del Distrito Federal : 2011）。その数は 178 であるが、さらに増える可能性がある。なぜなら、現在リストに載っていない地区が認定される可能性があるからである。筆者はこの認定の場に参加していたが、「この数は確定ではない」ということであった。また、メキシコ市政府の別の機関である「農村開発と共同体公正局⁹（Secretaría de Desarrollo Rural y Equidad para las Comunidades: 略称 SEDEREC）」も 145 の pueblos originarios (barrios をのぞく) のリストを作成している（Gaceta Oficial del D.F., No. 1279 Tomo I, enero de 2012: 72-75）。このように、その正確な数は明確ではない。

メキシコ市政府が、公的に「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス¹⁰」を認定した背景には、メキシコの国全体の先住民をめぐる施策や、それが同調しているはずの、世界全体における先住民の人権を擁護する動きが、むろん関係しているだろう。

さらに、メキシコにおける選挙方法の変更も影響しているはずである。メキシコ市長は 1997 年から、続いて、市内の全 16 の区長が 2000 年の選挙より、前者は大統領から、後者は市長による指名制度から

住民の直接投票になった。それによって、メキシコ市内旧先住民村落の居住者も、政党にとって「票田」として意味を持つようになったと考えられる。

メキシコ市内旧先住民村落についての既存の研究については、筆者のこれまでの論文でまとめてきた（禪野 2011, 2012）ので、本稿では繰り返さないが、メキシコ市内の区長選挙方法が住民の直接投票に変更された年（2000 年）、メキシコ憲法第 2 条が改正された年（2001 年）、先住民の権利に関する国際連合宣言が採択された年（2007 年）、メキシコ市内旧先住民村落を支援する市政府の組織が創設された時期（2007 年）と、メキシコにおける人類学研究で「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス」の用語が使われるようになった時期（2007 年前後）はみな今世紀に入ってからである。それまでは、政治的にも学術的にも、メキシコ市内旧先住民村落はあまり注目される存在ではなかったことをここで強調しておこう。

これら多数の旧先住民村落の多くには、「ナティーボ (nativo (s))」もしくは「オリヒナリオ (originario (s))」を自称する人々がいる。ナティーボの方は、日本語に訳せば「地元民」である。前者の自称は、おもに、同じ旧先住民村落に他所から流入した「外来者（ナティーボたちは彼らをアベシンダード (avecindado (s)) と呼んでいる）」を意識して生まれた自称である。一方、後者は、今世紀に入ってから、「元来メキシコ市に暮らして来た人々」「それゆえに権利を有している人々」という、行政に対するさらに政治的な主張を含んでいると考えられる。こうしたナティーボやオリヒナリオ¹¹は、自らが居住する旧先住民村落において、カトリックの祭礼の遂行、地区内の墓地の管理、共同利用地、

8 筆者がいくつかのバリオを観察した限りでは、プエブロと比較して、外見、居住者の暮らし方、社会組織のあり方などの点に関して特に違いは見られない。しかしメキシコ市政府による支援や予算の内実が同じであるかについては、これからの調査課題のひとつである。

9 この局の名称に関して定まった日本語訳はない。

10 以下、特に断りのない限り、「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス」を指して、日本語で「旧先住民村落」と記す。

11 以降、必要がない限り、ナティーボの用語を省略し、使用頻度が上がりつつある「オリヒナリオ」を使用する。

水源や森林といった資源がある場合もその管理において中心的な役割を担うことが多い。

以下では、メキシコ市内南西部に位置する、外来者の方が多数を占める旧先住民村落において、オリヒナリオ達が自決の権利を主張した事例を紹介する。

4 古い地名の回復と自決の権利

ここで取り上げる、サン・ヘロニモ・リディセ地区 (San Jerónimo Lidice) は、旧先住民村落のひとつである。この地区の自称「オリヒナリオ」は、土地の利用や居住、また自決をめぐる社会運動を展開している。しかし、彼らは一枚岩ではない。そのため、権利に関して主張する内容や、それを実現するために採ろうとする方法がグループによって異なる。

サン・ヘロニモは、1942年以前はサン・ヘロニモ・アクルコ (San Jerónimo Aculco) という地名であった。しかし、1942年に、政府によってサン・ヘロニモ・リディセと改名されてしまった。それは次のような成り行きによる。第二次世界大戦中に、ナチの攻撃を受け、壊滅させられたチェコスロバキアの村、リディツェ (Lidice) の悲劇に対して哀悼の意を表明するために、メキシコ政府がこの村のナワトル語の部分 (水が曲がる場所、の意味) を削除して、リディセとつけてしまったのである¹²。それでも、アクルコの名も時々並列されてきた。たとえば、祭礼委員会作成の祭礼のプログラムなどである。しかし、住所登録など、公的名称はリディセとなった。

さらに、2010年、この地区の選挙区がメキシコ市選挙機関 (Instituto Electoral del Distrito Federal: 略称 IEDF、以後略称を使用) によって、東側と西側に二分されることになった。選挙区とは、2010年からメキシコ市内の16の区 (delegación) に属する各コロニア (colonia 住宅地の意) に設置されることとなった「コミテ・シウダダノ (comité ciudadano 市民委員会の意)」を選ぶ選挙区である。つまり、本来なら一地区で一つのコミテ・シウダダ

ノができるはずだったが、二分割されたため、二つのコミテ・シウダダノが出来てしまったのである。コミテ・シウダダノとは、地区住人の利益になる要求、たとえば街灯の設置や歩道整備の要求を区の行政にあげるための組織である。区の行政にはその要望に応じる予算もついている。一般的にはコミテ・シウダダノの候補となるグループが複数立候補し、住人の選挙によって、どのグループがコミテを構成するかが決まる。

確かに二地区に分ければ、それぞれの地区に予算がつき、インフラ整備もより充実するだろう。しかし分割にあたって、事前に地区住民への十分な説明はなかった。しかも、それぞれの地区に自称オリヒナリオの人々が中心となるグループが別に存在し、互いに関係が悪いため、それはすぐに地区内政治の葛藤に発展した。東側の組織は、東側の選挙区にカトリック教会と墓地が位置するため、それらの管理はすべて東側の住人の管轄だと主張し始めたという。しかし、この地区の分割は、本来は選挙区だけのことであり、教会や墓地の管理には関係がないはずである。それでも、分割を分断や優劣につなげようとする動きに結びついてしまった。

この分割された地区をなんとか元の一つにしようと、西側の組織の中心的なメンバーは、行政側に「分割に関して住民の意見を聞くように」と声を上げた。西側の組織が同時に上げた主張は、サン・ヘロニモ・リディセの地名に、元のナワトル語由来の地名であるアクルコを足すこと、また、都市化された住宅地を指すコロニアではなく、村を意味するプエブロに変更することである。メキシコ市内には「プエブロ」が地名についているところもある。その多くは都心から離れた、今も農地、牧草地、山林などを有する地区である。

サン・ヘロニモの様相はまったくの都市的な住宅地である。すでに農地も山林もない。それではなぜ「プエブロ」の地名をつけることを主張するのか。それは西側の組織の中心的メンバーが作成した

12 メキシコ以外でも、たとえば、ベネズエラ、パナマやブラジルで同様の地名変更があった。

ウェブサイトを見れば推測できる。そこに記してある内容には、1) 「村」としての先スペイン期および植民地時代から続く歴史の古さ、2) 「村」の権利、特に居住し続ける権利や、3) 彼らの住環境に否定的な影響を与える都市開発への反対が表明されている。そして、4) ILO 第 169 条や国連の先住民族の権利に関する宣言、さらにメキシコ憲法についても言及されている。すなわち、地名を「プエブロ」とすることは、先住民としての権利を主張するための手段のひとつだと捉えられているはずである。

そして 2016 年 10 月 9 日、IEDF は地名をめぐる問題について話し合う集会の場を設けた。参加資格はサン・ヘロニモ・リディセおよび、サン・ヘロニモの元のエヒードであるサン・ヘロニモ・アクルコの地区住民であることだが、なぜ元のエヒードの住人まで参加資格があるのか、その説明はなかった¹³。1980 年代から、旧エヒードは、別のコロニアとして、サン・ヘロニモ・アクルコという地名になっている。コロニアになる以前は、「サン・ヘロニモ・リディセのエヒード」が公的な位置付けであった。しかしエヒードの農地はなくなり、都市化が進んで宅地化され、別のコロニアとなったのである。

集会では、地名の再変更について、3つの選択肢があることが IEDF から説明された。さらに、これは不可解なことであるが、選挙区の地理的範囲を元のエヒードにまで拡大する案が提示されていた。それまで、分割をやめて元に戻し、地名にはナワトル語の元の地名を足し、さらにプエブロとする、という主張と、2010 年以降の 2 分割のままでよいとの主張しか出ていなかった。つまり、元のエヒードのコロニアとその居住者は無関係なはずだった。IEDF は人々に対して、1 週間後の 10 月 16 日の住民投票で、「地名」について 3つの選択肢のうちから投票するようにと説明した。その選択肢は次の通りである。

《地名の選択肢》

1. プエブロ・オリヒナリオ・サン・ヘロニモ・アクルコーリディセ：*特に西側の組織を中心とした人々が望んでいる地名。
2. コロニア・サン・ヘロニモ・アクルコ（プエブロ）：*元のエヒードの現地区名にかっこ付きで「プエブロ」を足すという案。混乱を招くことが予想される。
3. コロニア・サン・ヘロニモ・リディセ 1 と 2：
* 2010 年の分割をそのまま継続。

会場では、様々な人々が自分や自分が所属するグループの意見を述べた。「コロニアで二分割のまま」と「ナワトル語の地名を足して、さらにプエブロとし、分割をやめる」という主張はお互いに妥協せず、口調は激しくなった。とくに「プエブロ」であることを主張するグループは、応援演説を何人かの研究者に依頼してあった。大学や研究所の研究者たちは、自称オリヒナリオの庇護者のように筆者には見えた。それはメキシコにおいて、人類学者や民族学者の多くが先住民に対してとってきた態度である。この集会には自称オリヒナリオだけでなく、居住者であれば外来者でも参加資格があった。そうした外来者の中からも意見を述べる者がいたが、「ここはコロニアでいい」と主張すると、自称オリヒナリオと思われる女性が、「お前は何もわかってない!」「お前はここの出身じゃない!」と野次を飛ばす場面もあった。地区にはオリヒナリオだけが居住しているわけではない。むしろ数としてはマイノリティである。しかしオリヒナリオの中には、経済的に裕福な外来者に嫌悪感を抱く者もあり、それがこのような態度に表れたのであろう。

10 月 9 日の集会では、意見を述べ合うにとどまり、1 週間後、いよいよ投票となった。その結果としては、選択肢 1 のプエブロ・オリヒナリオ・サン・ヘロニモ・アクルコーリディセがより多くの票を

13 筆者は幸い会場に入れてもらうことができた。

獲得した。これにより、分割はなくなった。しかし、IEDFにより、元のエヒードまで含んだ広い地理的範囲がプエブロ・オリヒナリオ・サン・ヘロニモ・アクルコリディセに含まれることが決まったのである（後に「オリヒナリオ」の部分は省略された）。なぜ地理的範囲が拡大されたのか、それについても住民の多くに事前の説明はなかった。

一見、分断が解消され、地名も望むものがあったので、地理的範囲が広がり、一選挙区に含まれる住人が増えてもそれでいいように見えていた。少なくとも10月の集会では、議論は地名に集中し、地理的範囲を広げることに對する反対意見は上らなかった。

しかし、この原稿を執筆中の2017年10月、元のエヒードの住人の政治力が非常に高まり、より広い地区において、より多くの住人の中で葛藤が増加しつつある。たとえば、村側のカトリックの祭礼委員会の運営や、墓地の管理に干渉してきた、と村側の住人の一部は筆者にそう述べている。どこまでそれが真実なのかは現時点では筆者にはわからない¹⁴。しかし、元のエヒード居住者にとってはおそらく「参加」である態度を、「干渉」と受け取る人々が村側にいることは間違いない。また、それを「干渉」と受け取る村側の住人の中には、元のエヒード居住者のそうした行為をやめさせたいと考えている人々もいる。同時に、村側の方に、元エヒード側の住人の「参加」もしくは「干渉」を歓迎している者もいるという話を聞いた。その理由は、村側で同調する者が、元エヒード側で政治力を持っている人物と同じ政党の支持者であるからだという。

結局、選挙区の分割が人々の分断につながることに反対した運動が、別の地区との統合という結果に着地して、また別の葛藤を生むことになったのである。さらにそこには、居住者同士の関係だけではなく、支持政党も絡んでいることが透けて見えている。

5 結

前章で記述してきたような状況の中、「個人」の意見は通るだろうか。たとえば、祭礼に関して二地区一緒に、墓地に関しては村側と元のエヒードそれぞれ別がいい、と考える個人の声は上げられるだろうか。おそらくそれは無理である。意見を行政にあげるためには、組織、あるいはグループを作らなければならない、その組織やグループが政治力を持たなければならない。

あるいは、旧先住民村落に暮らす外来者の意見がオリヒナリオと合致しない場合はどうすればいいのであろうか。たとえば、村を意味する「プエブロ」ではなく、元の「コロニア」であり続けることを望む外来者はどうすればいいのか。それはやはり組織やグループを作るしかない。ひとりでは運動を起こせないはずである。個人でできることがあるとしたら、投票である。しかし投票を実現させるような動きを一個人で生み出すのは難しい。

一地区内に異なる意見を持つ複数のグループがいる場合、それぞれが行政や政党とも関係を持つことによって、政治的に強い力を得ようとするのは自然なことである。そこにはそれぞれの政党の思惑も絡んでくる。結局、強い政党や政治家との関係が深い組織やグループの意見が通っていく可能性は高い。

メキシコ市内旧先住民村落の居住者の主張や関心が一枚岩になることは非常に考えづらい。人口は多く、すでに都市民としての学歴や経験があり、配偶者も他の地区や地域の出身者が多い。ILO、国連およびメキシコ憲法に見られる「多様性を認める」という規定は、集団としては一枚岩であることが前提とされている、あるいは一枚岩でなくても、意見を一つに収斂できることが前提とされていると考えられる。しかし、現実には、多様性の中に多様性があり、マイノリティの中にマイノリティや、声を上げられない個人がいて、また不和や不満も存在する。メキシコ市内旧先住民村落の存在は2000年代半ば

14 この件については現在進行形で状況が変化しつつあり、いずれ成り行きを別稿で記述する予定である。

からクローズアップされてきた。そしてその権利も主張されてきた。しかし、権利は利害と直結しているので、権利を持てば持つほど、同時に葛藤も増える可能性がある。

引用・参考文献

- Consejo de los Pueblos y Barrios Originarios del DF (2011) *Acta de la vigésima cuarta sesión ordinaria del Consejo de los Pueblos y Barrios Originarios del DF*.
- 石井章 (2008) 『ラテンアメリカ農地改革論』東京：学術出版会。
- Gibson, Charles (1964) *The Aztecs Under Spanish Rule: A History of the Indians of the Valley of Mexico, 1519-1810*. Stanford University Press.
- 岸川毅 (2000) 「進むメキシコ政治の民主化と2000年大統領選挙」ラテンアメリカレポート17(2), 13-20.
- 小林操史 (2006) 「メキシコにおける先住民族の権利と自治をめぐる一考察：サン・アンドレス合意と先住民法案の検討を通して」『立命館国際関係論集』第6号, 1-22頁。
- Lockhart, James (1992) *The Nahuas After the Conquest*, Stanford Univ. Press.
- Medina H., Andrés (2007) “Los pueblos originarios del sur del Distrito Federal: Una primera mirada etnográfica”, Medina H., Andrés (coord.) *La memoria negada de la Ciudad de México: Sus pueblos originarios*, UNAM / UACM, pp. 29-124.
- Mora V., Teresa (coord.) (2007) *Los pueblos originarios de la ciudad de México: Atlas etnográfico*. México, D. F.: INAH / GDF.
- Órgano del Gobierno del Distrito Federal (2005) *Gaceta Oficial del D.F.* 2005-enero, No. 12-BIS.
- (2011) *Gaceta Oficial del D.F.* 2011-octubre, No. 1202.
- (2012) *Gaceta Oficial del D.F.* 2012-enero, No. 1279, Tomo I.
- 総務省大臣官房企画課 (2010) 『メキシコの行政』諸外国の行政制度等に関する調査研究 No. 18.
- 谷洋之 (2013) 「メキシコにおける農地所有制度の変遷」北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』(調査研究報告書) アジア経済研究所, 13-30頁。
- 谷洋之 (2016) 「メキシコにおける農地所有制度改革浸透の地域間格差」『アジア経済』第57巻第2号, 35-59頁。
- 上村英明 (2008) 『先住民の権利に関する国連宣言』獲得への長い道のり』『プライム』27号, 53-68頁。
- United Nations (2008) *United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*
- 山崎眞次 (2008) 「メキシコの先住民問題 1：集団権の見地から」『教養諸学研究』第124号, 109-133頁。
- 米村明夫 (2015) 「国際法、メキシコ憲法に見る先住民の権利の発展」ラテンアメリカレポート32(2), 67-80.
- 禪野美帆 (2011) 「メキシコにおける『先住民』の定義とメキシコ市内旧先住民村落の『地元民』」『史林』94巻1号, 153-183頁。
- (2012) 「メキシコ市内旧先住民村落の『公的認定』をめぐる『地元民』が期待すること」『商学論究』第60巻第1/2号, 623-645頁。
- Zenno, Miho (2015) “Los movimientos sociales de los habitantes originarios de una colonia residencial en la Ciudad de México”, *Boletín del Instituto de Estudios Latinoamericanos de Kyoto*, No. 15, pp. 97-113.
- 禪野美帆 (2017) 「メキシコ市内旧先住民村落におけるカトリックの祭礼をめぐる統合と対立」『商学論究』第64巻第6号, 147-164頁。

URL

オンライン

Cámara de Diputados del H. Congreso de la Unión

Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos (2017年9月15日改正版)

http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/1_150917.pdf

(最終閲覧 2017年12月9日)

IEDF: Instituto Electoral del Distrito Federal

http://www.iedf.org.mx/index.php/component/blog_calendar/?year=2016&month=10&day=18&modid=103

(最終閲覧 2017年12月9日)

ILO C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)

http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C169

(最終閲覧 2017年12月9日)

ILO Ratifications of C169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)

http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORML EXPUB:11300:0::NO:11300:P11300_INSTRUMENT_ID:312314:NO

(最終閲覧 2017年12月9日)

United Nations General Assembly Adopts Declaration on the Rights of Indigenous Peoples; 'Major Step Forward' Towards Human Rights for All, Says President

<https://www.un.org/press/en/2007/ga10612.doc.htm>

(最終閲覧 2017年12月9日)

オンライン1:メキシコ、Reforma 誌オンライン

<http://www.reforma.com/aplicacioneslibre/articulo/default.aspx?id=1038965&md5=5b2e0a70a5ce71d84362edf81d5b189e&ta=0dfdbac11765226904c16cb9ad1b2efe>

(最終閲覧 2017年12月9日)